

災 害 の 概 要

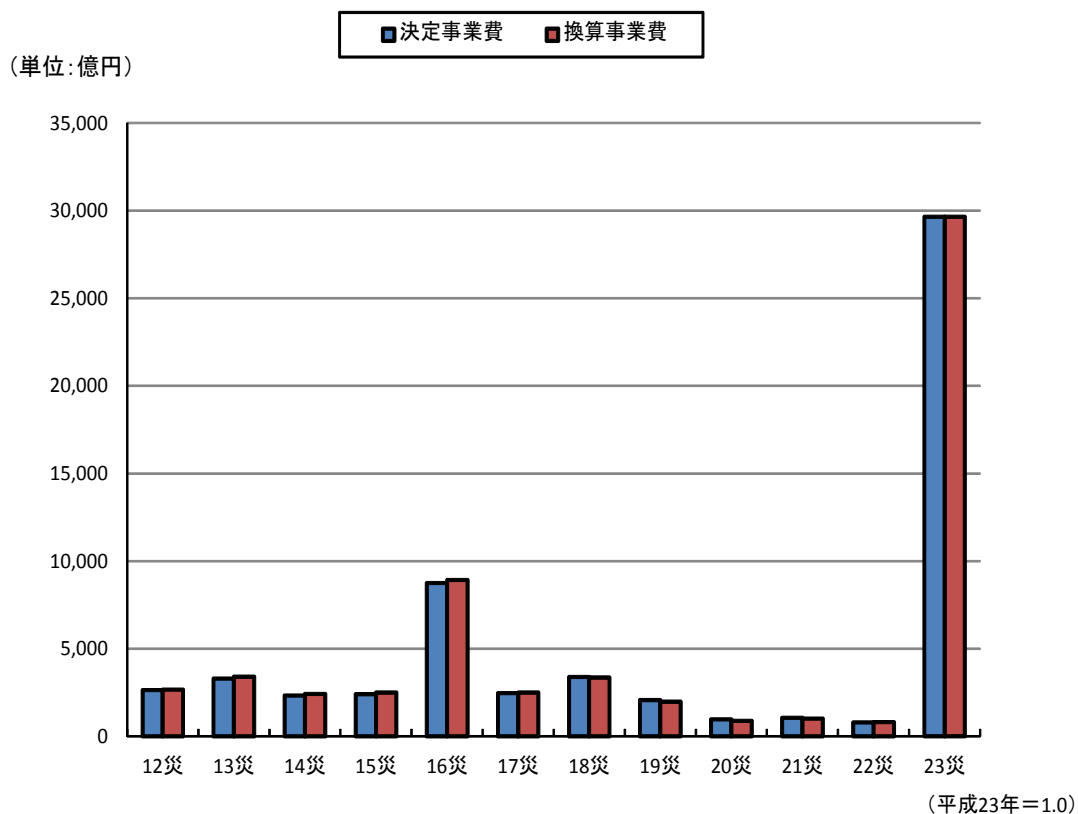
平成23年発生災害による公共土木施設災害復旧事業費は、各省（国土交通・農林水産）事業費総額で2兆9,641億円となった。これは公共土木施設災害復旧事業全体の過去5ヶ年（18災～22災）平均1,660億円に対して約1,785.6%にあたる。また所管別にみると、国土交通省2兆2,116億円（全体の74.6%）、農林水産省7,525億円（同25.4%）である。また国土交通省所管分の内訳は、直轄事業が1,084箇所、4,601億円（20.8%）、補助事業が36,908箇所、1兆7,469億円（79.0%）、水資源機構分が45箇所、46億円（0.2%）であり、国土交通省所管事業の過去5ヶ年平均1,530億円に対して約1,445.5%にあたる災害が発生した。

主な災害としては、「東日本大震災」、「7月17日から同月20日までの間の暴風雨（台風第6号）による災害」、「7月24日から8月1日までの間の豪雨による災害」、「8月29日から9月7日までの間の暴風雨（台風第12号）及び豪雨による災害」などが挙げられる。

公共土木施設災害復旧事業に係る激甚災害としては「激甚災害指定基準（本激）」に該当する激甚災害は、「東日本大震災」が平成23年3月13日政令第18号（「平成23年5月2日政令第124号をもって「東北地方太平洋沖地震」から名称を改めた。）、「7月24日から8月1日までの間の豪雨による災害」が平成23年8月24日政令第263号、「8月29日から9月7日までの間の暴風雨（台風第12号）及び豪雨による災害」が平成23年9月26日政令第299号をもってそれぞれ指定された。「局地激甚災害指定基準（局激）」に該当する激甚災害には、「平成22年10月18日から平成23年5月12日までの間の地滑りによる災害」、「平成22年10月18日から平成23年9月30日までの間の地滑りによる災害」、「5月28日から同月30日までの間の暴風雨（台風第2号）及び豪雨による災害」、「7月17日から同月20日までの間の暴風雨（台風第6号）による災害」、「9月20日から同月22日までの間の暴風雨（台風第15号）及び豪雨による災害」、「9月25日から同月28日までの間の豪雨による災害」、「11月1日及び同月2日の豪雨による災害」の7災害が平成24年3月14日政令第48号をもって指定（「7月17日から同月20日までの間の暴風雨（台風第6号）による災害」については、平成23年8月17日政令第262号により指定されたが、その後、農地等の災害復旧事業等に係る特別措置が追加されたため、一旦これを廃止し、平成24年3月14日政令第48号をもって改めて指定したものである。）されるとともに、「平成12年から平成22年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害」の災害期間が平成24年3月14日政令第44号をもって「平成23年」までに延長された。

また、国土交通省関係に係る特定地方公共団体としては、和歌山県及び北海道増毛町外59市町村が告示された（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく特定被災地方公共団体を除く）。

最近の公共土木施設災害復旧事業費の推移



	12 災	13 災	14 災	15 災	16 災	17 災	18 災	19 災	20 災	21 災	22 災	23 災
決定事業	2,648	3,305	2,336	2,410	8,758	2,472	3,391	2,070	968	1,067	803	29,641
換算事業	2,674	3,404	2,429	2,506	8,933	2,497	3,357	1,987	900	1,024	811	29,641

(注) デフレーター(国土交通省総合政策局情報政策課建設統計室算出)は、土木総合工事費指数(平成17年度=100)の年度の指数をそのまま暦年とし、換算値は平成23年度を1.00として換算した。また、使用した指数のうち平成22～23年度は暫定値である。

平成13年災以降については、国土交通省所管災害復旧事業全体額であり、平成12年災以前については、旧建設省所管及び旧運輸省所管の合計額である。